

令和6年度から 浄化槽法に基づく届出書の提出先が一部変わります

県では、住民サービスの向上や市町村における自主的・主体なまちづくりのため、市町村の浄化槽に関する提出書類の届け先や維持管理の指導等の事務を県から一部の市町村へ移す取組を進めており（権限移譲）、令和6年4月1日からは、志布志市が新たに対象となります。

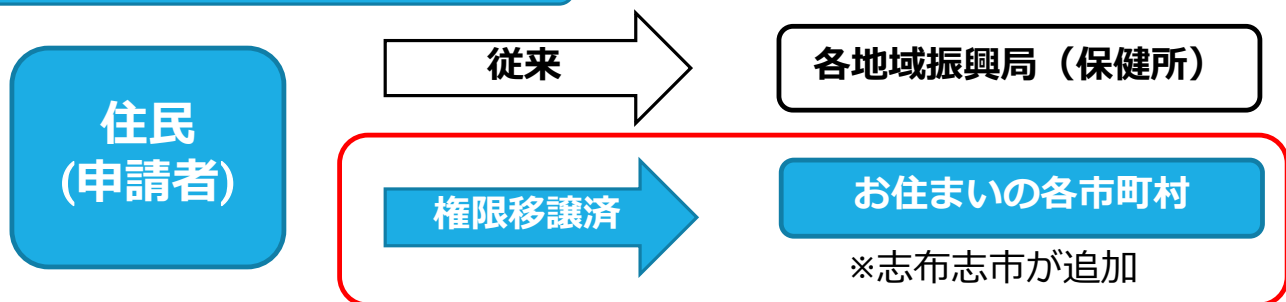
変更点（権限移譲）の状況



対象	令和5年度までに移譲済み	令和6年4月1日から
全市町村 (鹿児島市を除く)	阿久根市, 指宿市, 垂水市, 日置市 いちき串木野市, 南九州市, 伊佐市 三島村, 十島村, さつま町, 湧水町 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町 中種子町, 南種子町, 大和村, 宇検村 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町 伊仙町, 和泊町, 知名町	志布志市 K (Kagami) and A (Aomori) characters

※建築確認を伴わない既存住宅への浄化槽の設置などが対象

届出, 報告書等の提出先



【主な提出届書等】

- ・浄化槽設置(変更)届出書
- ・浄化槽使用開始報告書
- ・技術管理者変更報告書
- ・浄化槽使用廃止届出書 等

その他 浄化槽の維持管理に係る書類も対象となります



【浄化槽に関するお問合せ】

(浄化槽行政に関する事)

鹿児島県土木部都市計画課
Tel 099-286-3685

生活排水対策室
鹿児島市鴨池新町10-1